



2016 (平成 28) 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 生 化 学 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 水 谷 建
(コード番号 4548 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長 鳥 居 美 香 子
(TEL. 03-5220-8950)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2016年6月21日開催予定の第70回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第22条第1項に定める役付取締役を一部変更するほか、現行定款第23条第1項に定める取締役会の招集権者をあらかじめ取締役会で定めた取締役に変更するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、当該取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第27条第2項および第34条第2項の一部を変更するものです。
なお、現行定款第27条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (役付取締役および名誉会長、相談役、顧問)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が招集する。ただし、取締役会長が欠員または事故あるときは、取締役社長がこれにあたるものとし取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序</u></p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (役付取締役および名誉会長、相談役、顧問)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役会長、<u>取締役副会長、</u>取締役社長、<u>取締役副社長、</u>専務取締役各1名を選定することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>により、他の取締役がこれにあたる</u> <u>ことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>2. 前項の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができるものとする。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (記載省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の規定に定める金額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第34条 (記載省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の規定に定める金額とする。</p>	<p>2. <u>当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>3. <u>第1項の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができるものとする。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の規定に定める金額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の規定に定める金額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2016年6月21日
定款変更の効力発生日 2016年6月21日

以上

本件に関するお問い合わせは次をお願いします。
生化学工業株式会社 総務部 IR・広報担当
田中・梅本 TEL. 03-5220-8950